

4 豊教庶発第2639号
令和5年3月22日

区立小・中学校長様
区立幼稚園長様

豊島区教育委員会事務局
教育部長 澤田健

新学期以降の区立学校・幼稚園におけるマスク着用の考え方の見直し等について

日頃より新型コロナウイルス感染症対策を徹底した学校・園の運営にご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、本年1月27日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられるとの方針が示されました。

このたび、上記決定を踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）の改定がなされたところです。

については、新学期以降の区立学校・幼稚園においては、これまでの対応を一部見直し、以下の通りといたします。

各学校・園におかれましては、この対応方針を踏まえ、適切に実施いただきますようお願いいたします。
なお、入学式の出席者については、1月13日（金）の1月校園長会の指導課資料4のとおりとします。

記

1 マスク着用についての基本的な考え方

- 児童生徒・園児及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ただし、学習活動において公共交通機関を利用する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒・園児及び教職員についても、着用を推奨する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用の希望、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒・園児もいることなどから、学校・園や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。
- 児童生徒・園児の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこととする。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じることを原則とする。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とする。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒・園児に指導する。

2 新学期以降の感染症対策

(1) 感染症対策の基本的な考え方

- 学校・園内での感染拡大を防ぐためには、基本的な感染症対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の対策を継続する。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策を求めることがある。

(2) 学校・園生活全般

現在の対応方針	新学期以降の対応方針
<p>【健康観察】</p> <ul style="list-style-type: none">・毎朝の検温、健康観察を通じて体調不良者を把握する。・発熱等の風邪症状がある場合は登校させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。	<p>【健康観察】</p> <ul style="list-style-type: none">・毎朝の健康観察については、各校の実情に合わせた形で実施し、体調不良者を把握する。・発熱等の風邪症状がある場合は登校させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。
<p>【学習活動】</p> <ul style="list-style-type: none">・感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。	<p>【学習活動】 資料（指導課） 参照</p> <ul style="list-style-type: none">・「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策（換気、児童生徒園児の間隔の確保等）を講じつつ実施する。部活動についても同様とする。
<p>【学校給食等】</p> <ul style="list-style-type: none">・換気や手洗い、配膳時のマスクの着用、対面を避け会話を避けた食事など、引き続き感染症予防対策を徹底して、実施する。	<p>【学校給食等】</p> <ul style="list-style-type: none">・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意する。・その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒・園児の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じる。
<p>【学校行事等】</p> <ul style="list-style-type: none">・一堂に集まって行う学校・園行事、集会は、必要最低限に留める。	<p>【学校行事等】 資料（指導課） 参照</p> <ul style="list-style-type: none">・感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。・感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選や時間の短縮は行わない。・飲食を伴う行事等については、「学校給食等」と同様の対応を行う。 <p>※入学式の出席者については、混乱を避けるため、1月13日（金）校園長会指導課資料4のとおりとする。 なお、マスクについては、着用を求めないことを基本とする。</p>

<p>【家庭における感染症対策の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、正しい手洗い、マスクの着用、健康観察等）の徹底とともに、外出の際には、国や都の方針に従い行動することを、ホームページや学校だより等で家庭に依頼する。 	<p>【家庭における感染症対策の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、正しい手洗い、健康観察等）の徹底とともに、外出の際には、国や都の方針に従い行動することを、ホームページや学校だより等で家庭に依頼する。
<p>【教職員等の健康管理の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、正しい手洗い、マスクの着用、健康観察等）の徹底とともに、勤務時間外においても、感染症対策の徹底を呼びかける。 	<p>【教職員等の健康管理の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、正しい手洗い、健康観察等）の徹底とともに、勤務時間外においても、感染症対策の徹底を呼びかける。

(3) 感染時の連絡・公表

現在の対応方針	新学期以降の対応方針
<p>【保護者から学校・園への連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・園児の感染が判明した場合等は、保護者から学校に連絡 	<p>【保護者から学校・園への連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・園児の感染が判明した場合等は、保護者から学校に連絡
<p>【学校・園から区への連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・園児及び教職員等の感染が判明した場合等は、その都度、学校から区教育委員会に連絡 	<p>【学校・園から区への連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・園児及び教職員等の感染が判明した場合等は、その都度、学校から区教育委員会に連絡
<p>【区ホームページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日に1週間分の感染者をまとめて公表 	<p>【区ホームページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討中（別途お知らせします。）
<p>【安全安心メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日、学校単位で感染者数を公表 	<p>【安全安心メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討中（別途お知らせします。）

(4) 出席停止・学級閉鎖

現在の対応方針	新学期以降の対応方針
<p>【出席停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止 ・コロナ不安で登校を見合わせる場合は、「出席停止」とし、欠席扱いしない。 	<p>【出席停止】 資料（指導課） 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止 ・感染不安で登校を見合わせる場合は、校長の判断により「出席停止」とし、欠席扱いしないことも可能。
<p>【学級閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の学級において複数の児童生徒・園児等の感染が判明し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に、学級閉鎖を実施。学級閉鎖の期間は5日を目安。 	<p>【学級閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の学級において複数の児童生徒・園児等の感染が判明し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に、学級閉鎖を実施。学級閉鎖の期間は5日を目安。

3 学校・園の対応スケジュール

児童生徒園児及び保護者には、以下の日程で周知を行う。

区	区ホームページでのお知らせ	3月23日（木）
小中学校	保護者宛通知を発出、ホームページ等でのお知らせ	
幼稚園	保護者宛通知を発出、ホームページ等でのお知らせ	

4 その他

- 保護者宛通知については、別添の区教育委員会作成の文例を参考とする。
- 今後、マスク着用以外の感染症対策についての見直しが行われた際には、本通知の運用をその都度、見直しすることとし、改めて対応方針を通知する。

[担当] 庶務課庶務グループ ☎3981-1141

令和5年度 学校の「新しい日常」に対応した教育活動の実施に向けた留意事項 Ver.1

出席等の取扱いについて		
「学校における新型ウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.4.1 Ver.9)」P41-43 参照		
<ul style="list-style-type: none"> ・感染、感染者の濃厚接触者に特定→出席停止 ・感染不安を理由とした相談のあった児童生徒→合理的な理由があると校長が判断した場合、欠席とはしないことも可能。 ※指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」と記入 ・医療的ケア児や基礎疾患児の場合、授業への参加を強制せず本人・保護者の意向を尊重すること。その際、評価に不利益が生じないよう配慮すること。 		
留意事項等		
活動等	実施予定月等	<p>感染症対策を講じて実施する。</p> <p>「学校における新型ウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.4.1 Ver.9)」P46-47 参照</p> <p>各教科等共通 【児童生徒が対面形式となるグループワーク等】 2方向の窓を開けて換気した上で、少人数グループで実施する。大声での会話は控えること。 【一斉に大きな声で話す活動】</p> <p>理科 【児童生徒がグループで行う実験や観察】 国画工作、美術【児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動】 2方向の窓を開けて換気した上で、少人数グループで実施する。大声での会話は控えること。 共用または備え付けの器具等を使用する際は、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p> <p>音楽 【児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏】 2方向の窓を開けて換気した上で、少人数グループで実施する。</p> <p>家庭、技術・家庭 【児童生徒がグループで行う調理実習】 2方向の窓を開けて換気した上で、少人数グループで実施する。大声での会話は控えること。 共用または備え付けの器具等を使用する際は、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の間隔を確保すること。 試食の際には、大声での会話を控えること。座席を向かい合わせする場合は対面座席間に間隔を取ること。</p> <p>体育、保健体育 【組み合つたり接觸したりする運動】 2方向の窓を開けて換気した上で、少人数グループで実施する。大声での会話は控えること。 見学や休憩時間等には、触れ合わない程度の間隔を取り、大声での会話は控えること。 【水泳指導、水あそび】</p>
学習活動等	通年	<p>「学校における新型ウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.4.1 Ver.9)」P21 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察(検温、発熱や咳等の症状の確認)／体調不良時の対応について確認する。学校だより、保健だより、学年だより等で、家庭に学校の対応について事前周知を行うこと。
健康観察	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケアの取組と合わせて、1学期中にスクールカウンセラー全員面接を実施する。 ・心のケアに基づく全員面談を行う等、学校として組織的な対応を行う。 ・感染、濃厚接觸、ワクチン接種の有無、マスクの着用の有無により、いじめが発生しないよう指導を徹底すること。 ・児童生徒、教職員の罹患状況、ワクチン接種の有無を挙手等で確認することのないよう人権に十分配慮すること。
心のケア	毎学期始め 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケアの取組と合わせて、1学期中にスクールカウンセラー全員面接を実施する。 ・心のケアに基づく全員面談を行う等、学校として組織的な対応を行う。 ・感染、濃厚接觸、ワクチン接種の有無、マスクの着用の有無により、いじめが発生しないよう指導を徹底すること。 ・児童生徒、教職員の罹患状況、ワクチン接種の有無を挙手等で確認することのないよう人権に十分配慮すること。
運動会	各校にて設定 1学期～2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。 ・来賓については人数制限なし ・熱中症対策(水分補給、待機場所の配慮)、ケガ防止について、職員で共通理解し、児童生徒に指導する。
学習発表会 展覧会 音楽会	各校にて設定 2学期～3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
避難訓練 安全指導	各校にて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
体力テスト	5月・6月中に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
音楽鑑賞教室	5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。 ・午前の部 小学校、午後の部 中学校 で実施予定
宝塚歌劇団鑑賞教室(中)	5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
邦楽鑑賞教室	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
セーフティー教室 薬物乱用防止教室 情報モラル教室	各校にて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。

校外学習(日帰り)	各校にて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
小5 山中湖移動教室	9月～10月	
小6 日光移動教室	5月～6月	
小特別支援学級移動教室(5・6年)	4月27日～28日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用した校外学習を実施する際に、混雑等が予想される場合はマスク着用を推奨する。 ・公共交通機関での移動や食事の際に、大声を出さないなど、公共のマナーを守る。
中1 横浜校外学習	5月～7月	
中2 スキー教室	1月～2月	
中3 修学旅行	7月～10月	
ボランティア活動 ごみゼロデー	各校にて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。 ・高齢者の方と接する場合はマスク着用を推奨する。
職場訪問		
職場体験(中2)	各校にて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。 ・半日を1単位として、「職業レポート」「職業講話」等の取組を3単位程度、各校において年間で計画すること。夏休みの課題として生徒一人一人に「職業レポート」の作成を課す等の工夫も行う。
部活動	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。 ・豊島区部活動ガイドラインを遵守した活動時間、日数を設定すること。体調管理、ケガ防止等の対策を必ず講じること。
研究発表会	当該校が設定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。 ・発表形式等、発表会の詳細は指導課と相談。
土曜公開・土曜授業 道徳授業地区公開講座 学校参観週間	各校にて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
学校運営協議会・学校運営連絡協議会・ISS地域対策委員会	各校にて設定 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
教育実習	5月～	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。
外部ボランティア(学生等)	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じて実施する。 ・外部人材については、事前に健康状態を確認し実施。

保護者の皆様

案

令和5年3月23日

豊島区教育委員会
教育部長 澤田 健
豊島区立●●小学校
校長 ●● ●●

新学期以降のマスク着用の考え方の見直し等について

保護者の皆様には、日頃より学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられるとの方針が国から示されたことに加え、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされたところです。

このたび、上記決定を踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)の改定がなされたところです。

そこで、新学期以降は、これまでの対応を一部見直し、下記の通り、教育活動を実施してまいりますので、お知らせします。ご家庭におかれましても、引き続きの感染症対策の徹底をお願いいたします。

1 マスク着用についての基本的な考え方

- 児童及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、学習活動において公共交通機関を利用する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童及び教職員についても、着用を推奨します。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- 児童の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じます。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童に指導します。

2 新学期以降の感染症対策

(1) 感染症対策の基本的な考え方

- 学校内での感染拡大を防ぐためには、基本的な感染症対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の対策を継続します。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策を求めることがあります。

(2) 学校生活における感染症対策

学習活動	・「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策（換気、児童の間隔の確保等）を講じつつ実施する。
学校給食	・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意する。 ・その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、向かい合わせにする場合には対面の児童の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じる。
学校行事	・感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。 ・感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選、時間の短縮は行

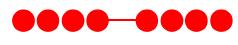
	<p>ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食を伴う行事等については、「学校給食」と同様の対応を行う。 ・令和5年度入学式については、〇月〇日の入学説明会でお渡しした学校からの通知のとおりとする。
家庭における感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、正しい手洗い、健康観察等）の徹底とともに、外出の際には、国や都の方針に従い行動する。 ・毎朝の健康観察については、各校の実情に合わせた形で実施し、体調不良者を把握する。 ・発熱等の風邪症状がある場合は登校させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。

3 その他

○ご自宅での毎朝の検温は、継続いたしますので、引き続き、ご協力をお願いします。

○感染不安で登校を見合させる場合は、学校と事前に相談をしてください。

○ご不明な点につきましては、本校副校長までご連絡ください。

【問い合わせ先】 豊島区立●●小学校
 副校長 
 TEL 

保護者の皆様

案

令和5年3月23日

豊島区教育委員会
教育部長 澤田 健
豊島区立●●中学校
校長 ●● ●●

新学期以降のマスク着用の考え方の見直し等について

保護者の皆様には、日頃より学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられるとの方針が国から示されたことに加え、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされたところです。

このたび、上記決定を踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)の改定がなされたところです。

そこで、新学期以降は、これまでの対応を一部見直し、下記の通り、教育活動を実施してまいりますので、お知らせします。ご家庭におかれましても、引き続きの感染症対策の徹底をお願いいたします。

1 マスク着用についての基本的な考え方

- 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、学習活動において公共交通機関を利用する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用を推奨します。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- 生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じます。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導します。

2 新学期以降の感染症対策

(1) 感染症対策の基本的な考え方

- 学校内での感染拡大を防ぐためには、基本的な感染症対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の対策を継続します。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策を求めることがあります。

(2) 学校生活における感染症対策

学習活動	<ul style="list-style-type: none">・「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策（換気、生徒の間隔の確保等）を講じつつ実施する。・部活動についても同様とする。
学校給食	<ul style="list-style-type: none">・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意する。・その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、向かい合わせにする場合には対面の児童の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じる。
学校行事	<ul style="list-style-type: none">・感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選、時間の短縮は行わない。 ・飲食を伴う行事等については、「学校給食」と同様の対応を行う。 ・令和5年度入学式については、〇月〇日の入学説明会でお渡しした学校からの通知のとおりとする。
家庭における感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、正しい手洗い、健康観察等）の徹底とともに、外出の際には、国や都の方針に従い行動する。 ・毎朝の健康観察については、各校の実情に合わせた形で実施し、体調不良者を把握する。 ・発熱等の風邪症状がある場合は登校させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。

3 その他

- ご自宅での毎朝の検温は、継続いたしますので、引き続き、ご協力をお願いします。
- 感染不安で登校を見合わせる場合は、学校と事前に相談をしてください。
- ご不明な点につきましては、本校副校長までご連絡ください。

【問い合わせ先】 豊島区立●●中学校
 副校長 Tel ●●●●—●●●●

保護者の皆様

案

令和5年3月23日

豊島区教育委員会
教育部長 澤田 健
豊島区立●●幼稚園
園長 ●● ●●

新学期以降のマスク着用の考え方の見直し等について

保護者の皆様には、日頃より幼稚園における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられるとの方針が国から示されたことに加え、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方について、「マスクの着用を求めるなどを基本とする」等とされたところです。

このたび、上記決定を踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)の改定がなされたところです。

そこで、新学期以降は、これまでの対応を一部見直し、下記の通り、教育活動を実施してまいりますので、お知らせします。ご家庭におかれましても、引き続きの感染症対策の徹底をお願いいたします。

1 マスク着用についての基本的な考え方

- 園児及び教職員については、教育活動・保育中のマスクの着用を求めるなどを基本とします。
- ただし、園行事において公共交通機関を利用する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、園児及び教職員についても、着用を推奨します。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する園児や、健康上の理由によりマスクを着用できない園児もいたりすることなどから、園や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- 園児の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 教育活動・保育の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じます。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう園児に指導します。

2 新学期以降の感染症対策

(1) 感染症対策の基本的な考え方

- 園内での感染拡大を防ぐためには、基本的な感染症対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の対策を継続します。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策を求めることがあります。

(2) 学校生活における感染症対策

教育活動 ・保育	・「感染リスクが比較的高い教育活動・保育」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じつつ実施する。
弁当	・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意する。 ・その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、向かい合わせにする場合には対面の園児の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じる。
園行事	・感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。 ・感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選、時間の短縮は行わない。

	<ul style="list-style-type: none"> 飲食を伴う行事等については、「弁当」と同様の対応を行う。 令和5年度入園式については、〇月〇日の入園説明会でお渡しした園からの通知のとおりとする。
家庭における感染対策	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、正しい手洗い、健康観察等）の徹底とともに、外出の際には、国や都の方針に従い行動する。 毎朝の健康観察については、各園の実情に合わせた形で実施し、体調不良者を把握する。 発熱等の風邪症状がある場合は登園させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。

3 その他

- ご自宅での毎朝の検温は、継続いたしますので、引き続き、ご協力をお願いします。
- 発熱等の風邪症状がある場合、登園させないようにお願いします。
- 感染不安で登園を見合わせる場合は、幼稚園と事前に相談してください。
- ご不明な点につきましては、本園までご連絡ください。

【問い合わせ先】 豊島区立●●幼稚園
 園長 
 TEL

[プレビュー](#)[閉じる](#)

豊島区

[ホーム](#) > [区政情報](#) > [広報](#) > [区からのお知らせ](#) > [新型コロナウイルス感染症関連情報](#) > [区立小中学校・保育所等における対応](#) 令和5年度新学期以降の学校・幼稚園等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

令和5年度新学期以降の学校・幼稚園等における新型コロナウイルス 感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症対策における今後の区立小・中学校、幼稚園等の対応についてお知らせいたします。

教育施設等の運営につきましては、幼児、児童、生徒の熱中症リスクを踏まえた上で、今後も感染対策を講じてまいります。

新型コロナウイルスに関する感染症対策及びマスクの着用等の考え方については、下記の文部科学省HPをご覧ください。

・[新型コロナウイルスに関する感染症対策に関する対応について（新しいウィンドウで開きます）](#)

なお、今後の国の動向等に応じて、隨時変更する場合があります。

施設	備考
区立小・中学校	<p>【学習活動】 「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策（換気、児童・生徒の間隔の確保等）を講じつつ実施します。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とします。</p> <p>【学校給食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意します。 ・その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、向かい合わせにする場合には対面の児童の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じます。 <p>【学校行事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応します。 ・感染対策上の来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選や時間の短縮は行いません。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、令和5年度入学式については、入学説明会でお渡しした各学校からの通知のとおり実施します。 ・飲食を伴う行事等については、「学校給食等」と同様の対応を行います。 <p>【その他】</p> <p>感染不安があり登校を見合わせる場合は、各学校に相談をしてください。</p>
区立幼稚園	<p>【教育活動・保育】</p> <p>「感染リスクが比較的高い教育活動・保育」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じつつ実施します。</p> <p>【弁当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意します。 ・その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、向かい合わせにする場合には対面の園児の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じます。 <p>【園行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応します。 ・感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選、時間の短縮は行いません。 ・ただし、令和5年度入園式については、入園説明会でお渡しした各幼稚園からの通知のとおり実施します。 ・飲食を伴う行事等については、「弁当」と同様の対応を行います。 <p>【その他】</p> <p>感染不安があり登園を見合わせる場合は、各幼稚園に相談をしてください。</p>
子どもスキップ (学童クラブ)	活動の場面に応じて、感染症対策を講じつつ実施します。
子どもスキップ (一般利用)	直接利用は学年制限があります。 ※詳細は各子どもスキップにお問い合わせください。
放課後子ども教室	活動の場面に応じて、感染症対策を講じつつ実施します。
校庭開放(児童の遊び場開放)	活動の場面に応じて、感染症対策を講じつつ実施します。
学校開放(団体開放)	感染症対策を講じつつ実施します。
教育センター	感染症対策を講じつつ実施します。

問い合わせ先

教育活動・部活動について・・・指導課指導主事電話：03-3981-1146

幼稚園・学校の消毒・衛生について・・・学務課保健給食グループ電話：03-3981-1176

区立幼稚園について・・・庶務課教育施策推進グループ電話：03-4566-2777

子どもスキップ（学童クラブ・一般利用）について・・・放課後対策課児童支援グループ（子どもスキップ担当）電話：03-3981-1058

放課後子ども教室について・・・放課後対策課児童支援グループ（放課後子ども教室担当）電話：03-3981-1178

学校開放について・・・放課後対策課学校開放グループ電話：03-3981-1335

教育センターについて・・・教育センター庶務グループ電話：03-3590-1251

お問い合わせ

庶務課庶務グループ

電話番号：03-3981-1141

更新日：2022年5月27日

豊島区役所 法人番号 8000020131164

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 電話番号：03-3981-1111（代表）

Copyright © Toshima City. All rights reserved.

新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

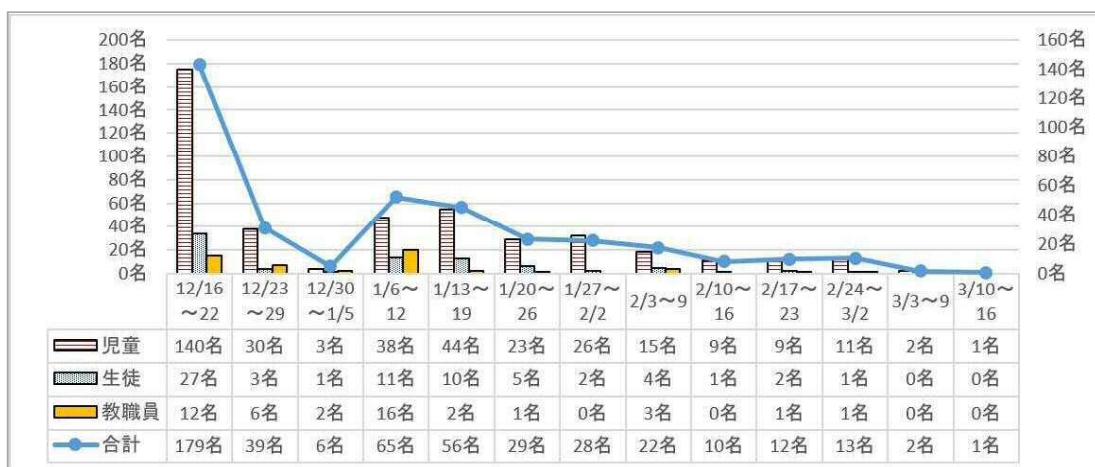
1 感染者数(区立幼稚園・小中学校・学童クラブ)

※1)令和5年3月21日時点の数値、※2)表中の()内は施設数

年度	月別	児童・生徒・園児			教職員			
		小学校	中学校	幼稚園	小学校	中学校	幼稚園	学童クラブ
R2	R2.4～R3.3	41(16)	16(6)	1(1)	4(3)	1(1)	0	3(3)
	4月	2(2)	4(3)					1(1)
	5月	3(3)	4(4)		1(1)			
	6月	4(3)	5(1)					
	7月	19(8)	7(3)	1(1)	1(1)			
	8月	59(20)	17(7)		9(8)	1(1)		6(6)
	9月	23(12)			1(2)	1(1)		
	10月	4(3)	1(1)					
	11月							
	12月	1(1)						
R3	1月	335(22)	49(8)	1(1)	21(11)	8(5)	1(1)	13(10)
	2月	574(22)	102(8)		41(19)	6(2)	1(1)	10(10)
	3月	289(22)	40(6)		13(8)		2(2)	8(8)
	小計	1,313	229	2	87	16	4	38
	合計	1,544			145			
	4月	341(22)	38(7)	2(1)	15(9)	7(3)	1(1)	3(3)
	5月	146(22)	40(7)		5(5)	3(3)		3(3)
	6月	114(20)	17(5)		3(2)	1(1)		4(4)
	7月	522(22)	172(8)	3(2)	27(13)	10(5)	3(1)	13(11)
	8月	227(22)	61(6)	1(1)	22(14)	11(4)	2(2)	21(15)
R4	9月	251(22)	39(7)	1(1)	16(9)	3(2)	1(1)	6(4)
	10月	90(21)	39(5)	1(1)	9(7)			2(2)
	11月	220(21)	50(7)		16(10)	2(2)		8(6)
	12月	475(22)	121(7)	6(3)	21(11)	8(5)		19(14)
	1月	150(22)	38(7)	2(1)	9(5)	1(1)		11(9)
	2月	59(16)	8(5)		1(1)			4(4)
	3月	5(5)	1(1)					1(1)
	小計	2,600	624	16	144	46	7	95
	合計	3,240			292			

《参考》直近における感染者数 週別推移

1. ※1)毎週木曜時点での集計、※2)教職員は小・中・幼・スキップの計



2 学級閉鎖等の状況 (令和5年3月21日時点での決定分)

(1) 小・中学校、幼稚園の状況

		学級閉鎖		学年閉鎖		学校全体の臨時休業	
		R3	R4	R3	R4	R3	R4
小学校	59(22校)	34(17校)	2(2校)	2(2校)	0	0	0
中学校	3(3校)	7(5校)	1(1校)	1(1校)	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小計	62(25校)	41(22校)	3(3校)	3(3校)	0	0	0
合計	R3は計65(25校)、R4は計44(23校)				※校数は学年閉鎖との重複分を除く		

(2) 子どもスキップの状況

施設休業…R3:2件(2施設)、R4:なし

3 豊島区内における新型コロナワイルスワクチンの接種状況 (令和5年3月1日時点)

年齢区分	初回接種				オミクロン株対応2価ワクチン接種	
	1回目接種		2回目接種		接種人数	接種率
	接種人数	接種率	接種人数	接種率		
65歳以上	56,097	98.6%	55,756	98.0%	41,678	73.2%
60歳～64歳	12,669	93.2%	12,609	92.8%	8,245	60.7%
50歳～59歳	34,531	90.3%	34,363	89.9%	18,477	48.3%
40歳～49歳	38,578	84.3%	38,317	83.7%	15,066	32.9%
30歳～39歳	41,463	86.1%	40,933	85.0%	12,189	25.3%
20歳～29歳	34,350	73.7%	33,650	72.2%	8,557	18.3%
12歳～19歳	8,305	65.1%	8,138	63.8%	3,196	25.1%
総 計	225,993	86.2%	223,766	85.4%	107,408	41.0%

小児接種 (5～11歳)					
1回目		2回目		3回目	
接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率
2,817	23.3%	2,738	22.6%	1,070	8.8%